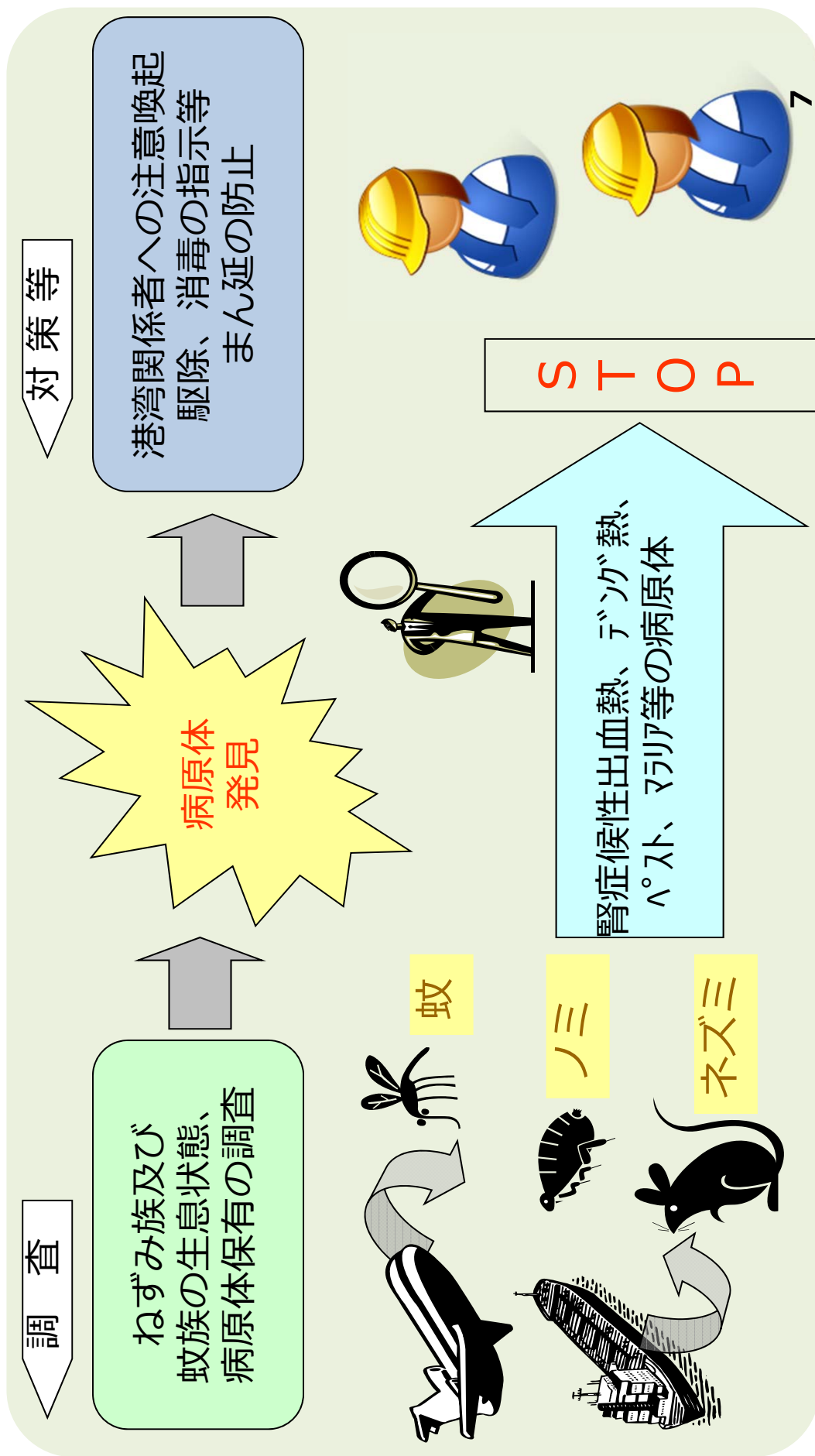


港湾衛生業務について

港に生息するねずみ族や蚊族が、感染症を媒介とする危険性及び船舶を介して海外からねずみ族や蚊族が侵入していないかを調べるため、ねずみ族及び蚊族の生息状況を調査し、捕獲したねずみ族及び蚊族については検査を行っている。



地方分権改革提案（CIQ業務の都道府県への移譲）への回答

- 検査官が常駐していない空港等でも、入国者の到着後迅速に検査を開始できるよ
う、近隣検査所からの派遣により、**臨機応変に対応**している。今後も、手続きの迅
速化のために必要な物的・人的体制の整備に努めたい。
- 一方、国際ビジネス機受入に限って、検査業務を、希望する都道府県に移譲する
ことは、以下の理由から、適当でないと考ええる。
- そもそも検査業務は、国内に常在しない感染症がまん延し、**広く国民に健康被害
が生じることを防止**するため、空港等の水際において、**入国者に対して、統一的に
対応すべき重要な業務**である。したがって、都道府県が地域の実情を踏まえて個別
に対応した方が効果的に行われる性質の業務ではなく、**国が全国的な視点に立って
一元的に責任をもって対応すべき業務**であると考えている。
- また、日本国への入国者に対し、**検査を終えるまで、検査区域から先の日本の
領域への侵入を禁止することは、本来確保すべき国際交通を妨げるもの**であるため、
国際社会との関係においても**日本国政府が責任をもつて果たすべき役割**である。
- 以上の理由から、国際ビジネス機受入に限ったとしても、検査業務を、希望する
都道府県に移譲することは、適当でない。

參考資料

検査所の設置状況

(平成26年4月1日)

凡例	海港	空港	計
本所	11	2	13
支所	7	7	14
出張所	62	21	83
合計	80	30	110

※輸入食品届出窓口は32海空港

